令和6年度 岩手県教育支援委員会(会議録)

- 1 日時 令和7年1月15日(水) 14:30~16:00
- 2 場所 県庁12階 特別会議室
- 3 内容
 - (1) 開会
 - (2)特別支援教育課長挨拶
 - (3)委員紹介
 - (4)報告及び協議
 - (5) その他
 - (6) 閉会
- 4 出席者 別紙名簿の通り
- 5 「報告及び協議」の概要
 - (1) 本県における教育支援に関する状況について
 - ア 特別な支援を必要とする児童生徒の就学、在籍の状況及び対応について
 - ※事務局より別紙資料に基づき説明。「特別支援学校の在籍状況」、「小・中・義務教育学校特別支援学級及 び通級指導教室の在籍等の状況」、「就学支援アドバイザー及び特別支援教育エリアコーディネーター」 に ついて説明。

<質疑・意見>

【赤坂委員】

表1の説明で、特別支援学校の高等部の在籍者数が減少しているという説明があり、特別支援学校の在籍者数の推移に関するデータだと思ったが、2ページの(2)考察では、中学校の特別支援学級から高等学校への進学率の増加によって、特別支援学校高等部の在籍者数が減ったという説明であった。この点についてどのような状況なのか。

【事務局】

特別支援学校の中学部を卒業した生徒たちは、特別支援学校の高等部に進学するケースが多い。一方、中学校の特別支援学級の卒業生の進学先については、以前は、特別支援学校の高等部に進学する生徒が多かったが、現在は、私立や公立の高等学校へ進学する生徒が増えたため、高等部の在籍者数が減っている。

【柴垣委員長】

先ほどの赤坂委員の質問に関連して、2ページの(2)考察の二つ目について。特別支援学校高等部の在籍者数の減少は、中学校特別支援学級から高等学校への進学率の増加によるものと考えられるということは、昨年度も同じような傾向があると報告があり、「中学校特別支援学級から」という大きな括りでの説明になっているが、中学校の特別支援学級と言っても、知的障がい学級や、自閉症・情緒障がい学級など、障がい種別ごとに学級が設置されているため、障がい種別に詳しく見ていく必要があると思うが、この点はどうか。

また、進学先の高校についても、「高等学校(公立・私立)」という大きな括りで書いているが、高等学校には、定時制や通信制など様々あり、また総合科、普通科、あるいは職業学科などいろいろな学科がある。そのため、どのような中学校の特別支援学級の生徒が、どのような高等学校へ進学しているのかを、もっと詳しく見ていかないと、状況がはっきりと分からない。

この状況を今後どのように考えていくのか。これは全国的な傾向で、岩手だけではないが、中学校の特別支援学級の在籍者数はかなり増えていて、特に知的障がい学級、それから自閉症・情緒障がい学級の在籍者数が

増えている。その子たちが、特別支援学校の高等部に行かずに高等学校へ進学するのも全国的な傾向である。 その点をどう考えるか、特別支援学級のことも関係することなので、後でまとめて回答いただきたい。

【柴垣委員長】

特別支援学級の小学校の知的障がい学級が、20学級増加している。一方、小中学校で特別支援学級に在籍する児童生徒が、なぜ高校進学の段階で特別支援学校の高等部に行かずに、高等学校を選ぶのかについて、教育委員会としてどのように考えているのか、可能な範囲で教えてほしい。

【事務局】

中学校の特別支援学級の生徒たちの多くが高等学校へ進学するようになった理由の一つとして、本県の場合、高等学校の受検と、特別支援学校の高等部の両方を受検すること、併願することを認めていることがあげられる。全国的には、高等学校が特別支援学校のどちらかしか受検できない制約や縛りがある都道府県が多いが、岩手県の場合は、高等学校と特別支援学校の併願を認めており、本人や保護者の希望により、特別支援学校よりも高等学校を選び受検している状況である。そのことにより、年々、特別支援学校高等部ではなく高等学校を選ぶ生徒が増えている。

特別支援学級卒業生の進路については、毎年調査をしている。知的障が、特別支援学級の生徒は、高等学校と特別支援学校への進学の割合は半々である。自閉症・情緒障が、学級の生徒の多くは、高等学校へ進学している。また、私立高校への進学者については、知的障が、特別支援学級と自閉症・情緒障が、学級の生徒の割合は同じ位である。定時制や通信制についても同様で、大差はない。

また、正式な報告ではないが、知的障がいの生徒らへの対応には苦慮していないが、自閉症・情緒障がい学級出身の生徒たちへの対応に苦慮していると、いくつかの高等学校から聞こえてきている。

【柴垣委員長】

様々な要因があると思うが、全国的に生徒数が減少しており、定員割れしている高等学校が多い。公立の高等学校は、定員を充足することが求められるため、特別支援学級出身の生徒でも受検すると合格する状況が全国的にも見られる。

事務局の発言から、知的障がいの生徒への対応には苦慮していないが、自閉症・情緒障がい学級出身の生徒への対応に苦慮しているということは、学習に対する困り感よりも、集団適応などに困りを抱える傾向があるということか。

【事務局】

個人的に聞いた情報であり、その傾向が典型的か否かは断言できないが、学習面よりは、様々な障がい特性 による行動により人間関係などに困り感を抱え、高等学校の教員は対応に苦慮していると、聞こえてきてい る。

【柴垣委員長】

ここで、「日本発達障害ネットワークいわて」から出席されている阿部委員に、今、話題にしていた内容について、保護者の立場、当事者の立場から感じていることやご意見を伺いたい。

【阿部委員】

高等学校へ進学した生徒の保護者や、その支援者から聞いた話から、最近の傾向として、中学校の特別支援 学級に在籍している生徒たちが、特別学校の高等部には進学せずに、高等学校へ進学して高等学校を卒業した 後、専門学校へ進学したり、就職をしたりした後の状況があまり良くないと感じる。高等学校へ進学すると、福祉サービスや年金の情報が保護者に入ってこない。そのような情報を教えてくれる高等学校もあると思うが、数としては少ないと思われる。また、特別支援学校の高等部に進学していれば、作業の技術や体力、就労する際のマナーなど基礎的なことを身に付けられるが、高等学校に進学すると、受検に向けた学習をメインに行っていると思うので、特別支援学校高等部で学んでいるような内容を学ばずに卒業することで、苦労している。特別支援学校で学ぶような内容について、高等学校が担うべきか否かは分からないが、そのようなことにも取り組んでいただけると、頑張って高等学校へ進学した意味もあるし、高等学校に進学した生徒たちのやりたいことに繋がっていくのではないかと感じている。

【柴垣委員長】

高等学校での特別支援教育として、平成30年から通級指導が開始されているが、高等学校での特別支援教育がなかなか進んでいない。会議資料では、小中学校の通級指導教室の設置状況は示されているが、現在の岩手県内の高等学校の通級指導教室の設置状況はどうなっているか。

【事務局】

県内5校に設置している。

【柴垣委員長】

地域的な設置の状況についてはどうなっているか。

【事務局】

紫波総合、前沢、大迫、雫石、種市の5校である。

【柴垣委員長】

基本的に、通級指導教室は自校通級がメインであるが、他校通級や教員の巡回通級も制度としてある。高等学校の状況として、どの程度対象生徒がいるのか、また自校通級や他校通級の実施状況について、把握している範囲で教えてほしい。

【事務局】

高等学校の通級指導教室は、県教育委員会が地域や学校を決めているものではなく、各高等学校で実施について検討し、県教育委員会は各学校から出された希望について確認し、文部科学省に申請する流れで進めていくものである。5校全でで、自校通級を行っている。各校の具体的な人数は申し上げられないが、各校ともに、1名から3~4名程度が通級指導教室で学んでいる。

【柴垣委員長】

今日は残念ながら小中学校長の委員が御欠席なので状況をお伺いできないが、小中学校の方がかなりシビアな状況にあると思われる。例えば、資料にもあるように、中学校の特別支援学級の自閉症・情緒障がい学級の在籍者数は増えているが、通級指導教室の設置数は全然数変わっていない。もう少し通級指導教室が設置されれば、そこで支援を受けられるが、通級指導教室が設置されていないために、特別支援学級に在籍している状況があるのではないか。資料3ページには「難聴・言語通級指導教室の児童数には、LD傾向の児童生徒も含まれており」と記載されているが、通級指導教室が設置されないために、LD等の傾向のある児童生徒に対応せざるを得ない状況があるのではないか。小中学校が大変な状況にあるのは、岩手に限ったことではなく、全

全国的な傾向である。インクルーシブ教育をどのように進めていくかを検討する際、小中高等学校の通常学級 あるいは特別支援学級、通級指導教室をどのようにしていくかは大きな課題だと感じている。

【赤坂委員】

先程の阿部委員からの情報は非常に大事である。子どもたちのゴールは、高等学校でもなければ中学校でもなく、やはり卒業した後に社会にどのくらい溶け込めるかだと思うが、阿部委員が把握しているような状況について、中学校の進路指導を担当する教員がどの程度情報をもっているのか。保護者にとっては、学校の教員からのアドバイスは非常に重要なものである。高等学校がゴールではなく、その後の社会への適応を意識した上で、特別支援学校の良さを伝える機会はあるのか。

【事務局】

沿岸南部教育事務所管内で、特別支援学校高等部と中学校で情報交換会を開催している。その取組について、 次年度から全県的に拡げる予定である。中学校の教員に、特別支援学校卒業後の進路のイメージも含め、特別 支援学校の情報を提供し、中学校の進路指導の内容充実につながるよう進めていく予定である。

【赤坂委員】

保護者の中には、おそらく、高等学校卒業の資格を取りたい気持ちもあると思うが、やはり資格があったとしても、社会に出てから問題を抱えている人たちもたくさんいらっしゃる。阿部委員からの情報は当事者家族からの意見で大事なことだと思う。

【柴垣委員長】

続いて、資料4ページからの内容について、就学に関わって後藤委員から、幼稚園から小学校に上がる段階で気になっていることなど教えてほしい。

【後藤委員】

うちの幼稚園は公立の幼稚園なので、小学校との繋がりがある方だと思う。在籍している園児の情報等も、 各小学校に伝えている。岩手県教育支援委員会ということで、公立の幼稚園代表としてお話をしているが、公立幼稚園という小さい枠であれば、いろいろな取り組みをしている。しかし、就学前教育機関となると、どの くらい特別支援教育に対して、理解が進んでいるのか疑問に思うことがある。

昨年の8月にうちの園に、肢体不自由の子が入ることになった。遠いところから通っているが、「受け入れてくれる施設がなく、公立の幼稚園に来た」と話していて、「受け入れてもらえただけ本当にありがたいです」と言って、保護者さんが戻していた。就学前の施設において、どのような現状があるのか、疑問に感じているところだ。

【赤坂委員】

全国的に5歳児健診が始まる。今のところは、大船渡市の一部と遠野市で始まっている。現在、県と相談しており、岩手県でも全自治体で始めることになる。5歳児健診が始まることにより、ちょっと気になるお子さんが、おそらく今までより早期に多く発見されるだろう。そこで大事なのが、保育施設と医療と教育委員会の繋がりになると思うので、協力のお願いをしたい。

【柴垣委員長】

現在の就学前健診は、11 月とか入学の直前の時期に行っているため、そこで何かあっても、なかなか相談や体制整備に進まないのが現状である。5歳児健診が始まると、就学より1年前になるので、その健診で、ちょっと気になるお子さんに対する就学も含めた様々な対応が進むと思われる。ぜひ赤坂委員のおっしゃったとおり、協力をお願いしたい。

以前、附属幼稚園の園長を務めていたとき、認定こども園の先生方や、保育所の先生方といろいろお話させていただく機会があり、保育士や幼稚園の先生が見ていて、気になる子どもに対し、支援した方がいいのではないかと思っても、そのことを保護者に伝えるのはなかなか難しく、下手な言い方をしたら、そこで関係が崩れてしまい、その後は全然話ができなくなるなど、気になる様子をどう伝えるか、苦慮されていると聞いた。そういう意味では、5歳児健診で、ドクターや専門の方から、保護者にお話いただくことが大事だと改めて感じている。

一つお伺いしたいのが、6ページの「市町村における教育支援委員会の取組」に記載している、紫波町で作成している「紫波町総合的な就学判断ガイド」について、学びの場を判断する際の活用資料及びその基準について記載しているとのことだが、例えばその基準は、どの程度まで具体的なものが定められているものなのか。ご存じのように、文部科学省初等中等教育局長通知(平成25年10月4日付25文科初第756号)の特別支援学級などの対象となる障がいの種類と程度を示した内容は、おおまかなものである。知的障がいの特別支援学級で、意思疎通に軽度の困難があるとか、自閉症・情緒障がい学級で、対人関係の形成が困難であるとか、各市町村教育委員会での判断が難しいところだと思うが、その点について、紫波町教育委員会は、さらに具体的に何か定められているのか、教えていただきたい。

【事務局】

学校教育法施行令第22条の3の障がいの程度が基本ではあるが、各障がい種の障がいの程度について、(1) (2) (3) それぞれに、このような程度のものと、具体的に示されており、それを「紫波町障がい基準」として就学判断ガイドに示されている。

また、特別支援学級の知的障が、学級、自閉症・情緒障が、学級、それから難聴、弱視、肢体不自由、病弱、各支援学級の障が、種別の程度についても、756号通知を基本としながら、より具体的なものを、例えば、知的障が、の遅滞について、他人との意思疎通の困難の程度が具体的に書かれている。学びの場を検討する際には、各小中学校の先生方が、この基準を基に考えることができるように具体的に記載されているため、各市町村教育委員会でも、このような具体的なガイドがあると、より分かりやすいと思い、紹介させていただいた。

イ 医療的ケアの実施体制等について

※事務局より別紙資料に基づき説明。「特別支援学校の在籍状況」、「幼稚園、小・中学校・義務教育学校の 在籍状況」、「医療的ケアの実施に向けた体制整備」「考察」「今後の対応等」について説明。

<質疑・意見>

【柴垣委員長】

赤坂委員は、医療的ケアアドバイザーという立場で関わっていただき、各特別支援学校も見ていただいたと ころで、何かお感じになったところはないか。

【赤坂委員】

実際に特別支援学校に行き、私自身が赤ちゃんのときから、関わっているお子さんたちがかなり多くて、久 しぶりに会ったりして、楽しいひとときであった。また、医療的ケア児の状況について、大学病院だけで把握 していても、緊急時に学校での対応がおろそかになると困るので、学校医の先生方に、しっかりと医療的ケア 児のことを把握していただけるように、特別支援学校の医療的ケア実施状況視察に、学校医の先生も視察に同行していただいた。ただし、学校医の先生が小児科の医師ではない学校もあり、課題に感じている。学校医を含めた視察については、今後も継続してやりたい。

もう一点気になったことは、学校に通っている医療的ケア児のお子さんたちは、ある程度安定しているお子さんたちで、むしろ重度のお子さんは、訪問教育である。訪問教育を実施しているお子さんのところへ行き、アドバイスをしてあげることができないか、今回の視察で気になったところである。

それから、災害対策に関するお願いである。内閣府からも、特別支援学校を在校生等の福祉避難所として指定促進を図るよう通知が出たが、特に、自閉傾向のお子さんたちの避難所が全然整っておらず、結局、自宅にいらっしゃったりすることが多い。通い慣れた特別支援学校を福祉避難所に指定してもらい、卒業生も含めて、知的障害や自閉傾向のお子さんたちを優先的、特別支援学校に避難できるような体制にしていただきたい。ただ、特別支援学校が遠方にあるため、特別支援学校まで避難できない方もいるので、そこは課題と考えている。

また、医療的ケア児支援法が成立してから、保護者の離職防止や就職、就労がうたわれている中で、保護者が学校に付き添っていたり、送り迎えのバスがなかったりするので、その点は検討すべき大きな課題だと感じている。

【藤原委員】

以前、医療的ケアを実施している県立特別支援学校に勤務していた際、看護職員の方が、医療的ケアを実施 することの責任の重さを感じており、特に、コロナ禍のときは、不安でしょうがないと、私もよく相談受けた。 その際に、医療的ケアアドバイザーの先生方が訪問してくださり、助言をしていただくことで、本当に安心し て教育活動を進めることができると感じていた。

医療的ケアの体制ができる前は、私も訪問教育を担当していたが、その際は、週3回の授業しかできなかった。今の、この体制であれば、きっとそのお子さんでも、毎日学校に通って教育を受けられただろうと思う。そう考えると、現在の状況が本当にありがたい。今後も引き続き、医療的ケア実施視察を続けていただきたい。

【柴垣委員長】

医療的ケアの担当の看護職員が特別支援学校に配置され、小中学校でも医療的ケア対象児の数が増えており、小中学校に配置される看護職員の数も増えていると思うが、学校で医療的ケアに当たっていただく看護職員の専門性の向上など、他県でもいろんな取り組みをしている。通学支援では、例えば通学バスに看護師を乗せるとか、それが難しい場合には、福祉タクシー等を使うなどの取組が始まっている。また、他県では、看護師を、自立活動教員として正規に任用をし、他の教諭と一緒で、退職までの形で雇用している。そういう方を、看護職員の中でも指導的な立場として、例えば教育委員会内に、医療的ケア担当の指導主事のような立場で配置し、その方が日常的に学校を巡回して、学校看護職員の相談に乗ったりとか、あるいはドクターとの間をつないだりとか、そのような取り組みが始まっているところもある。岩手県の場合は、皆さん非常動であり、非常動になると、通学バスに乗ってもらうのか難しかったり、継続的に専門性を向上していただくことが難しかったりする。

私も特別支援学校にいたときに、看護職員との話しの中で、学校は病院と違い、看護職員は1~2人で、ドクターもいない。何かあったときに、どこにどのように相談していいかも分からない、そして研修の機会もないということを看護師から聞いた。今はかなり改善されてきているが、それまでの看護師としてのキャリアと違うところで働いていただくためには、配慮やサポートが必要だと感じている。

看護協会の冨山委員、何か聞いていること、何か感じていることについて教えていただきたい。

【冨山委員】

研修の機会がないという話だったが、看護協会では県から委託を受け、医療的ケア児を支援している方々を 対象として年に3~4回の研修を開催している。保育園や、学校看護職員の方々にも参加いただいているの で、より多くの学校看護職員に利用していただきたい。

また、今年度、訪問看護総合支援センターができた。訪問看護ステーションを利用している医療的ケア児への訪問を行っている。訪問看護ステーションもあり、医療的ケアのノウハウをもっている訪問看護師が、将来的に、学校看護職員へのサポート的なことも可能かと考えている。

【柴垣委員長】

全国的に、看護師の確保が大変だと聞いたりする。せっかく学校看護職員になっていただいた方々を、いか にサポートして、続けていただくか、体制整備を進めていただきたい。

【赤坂委員】

今回、医療的ケア実施状況視察を行った学校の看護職員たちはベテランで、安心して支援を任せられる看護師ばかりだった。質問も非常に適切で、専門的な知識をもっている方たちだった。おそらく、そのような方々が積極的に特別支援学校の学校看護職員になってくださるのだと思うが、一方、特別支援学校の子どもたちを見たことがない人たちの拾い上げなど、もっと多くの方に、子供たちに関わっていただけるような研修会が必要と思っている。

もう一つは、学校医について、小児科ではない学校医の先生方を対象として、医療的ケア児のことに関する 研修会を実施するなど、知識の底上げにつながると良いと感じた。

【柴垣委員長】

特別支援学校では、学校看護職員が複数いらっしゃり、学校の中でも相談や話ができるが、小中学校では、 医療的ケア対象の児童生徒が1人、看護職員も1人という学校だと、誰に相談していいかも分からないなど、 私も耳に挟んだりすることがある。小中学校で医療的ケア対象の児童生徒が増えているため、小中学校におけ る医療的ケアの体制整備を進めていただきたい。

(2) 市町村教育委員会及び県立特別支援学校から障がいの程度等の判断が困難な者として依頼のあった者の審議について

*略

(3) その他

※協議題なし